

新しい生活様式を実践しましょう

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防ぐためには、今後も長い期間の対策が必要です。私たち一人一人がこれまでの日常生活の行動を変え、「新しい生活様式」を実践しましょう。

感染防止の3つの基本

1 人との距離を取る



飛沫感染を防止するため、できるだけ2m（最低1m）空けましょう

2 マスクを着用



外出時や会話をするとき、熱中症に注意しながらマスクを着用しましょう

3 手洗いの徹底

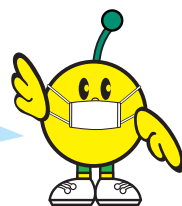


家に帰ったらまず手や顔を洗いましょう（30秒かけて石けんで丁寧に）

日常から気を付けること

- 3つの「密」を避ける
換気の悪い「密閉」空間、多数が集まる「密集」場所、間近で会話や発声をする「密接」場面
- 体温測定と健康チェック、発熱や風邪症状がある場合は自宅で療養
- 県外との往来は、移動先（地域）の感染状況を確認し、マスクの着用などの感染防止対策を徹底して慎重に行動する
- 発症したときのため、誰とどこで会ったかメモをする

店舗や施設、公共交通機関などが行う感染防止対策に沿った行動をお願いします。



新しい取り組みが実践されています

施設

福島県立美術館

福島市森合字西養山1 ☎024 (531) 5511

来館の際はマスク着用と咳エチケットにご協力ください。展示室内では適切な距離（2m程度）を保ち、会話はできるだけお控えください。万が一感染者が発生した場合に備え、観覧券には入館日付を押印してお返ししていますので1カ月は保管をお願いします。

心が疲弊してしまう時こそ、優れた美術作品をとおして心の潤いや癒しを感じてほしいです。感染症対策を徹底し、皆さまのお越しをお待ちしています。



展示室入り口には飛沫防止の
アクリル板と消毒液を設置

YouTube

福島県立美術館公式 検索

展示会の
見どころや学芸員の
解説がご自宅で
楽しめます！

飲食店

和食 くろ沢

福島市大明神8-1 ☎024 (573) 6177

お弁当のテイクアウトと配達を新たに始めました。お弁当は、特に鮮度を保つことと衛生管理を徹底しています。3,000円以上の会計で配達も実施しています（前日予約、3km圏内）。店内ではテーブル数を減らしたり、換気や消毒を行っています。



ご利用されるお客さまが明るい気持ちとなれるように、また楽しみのおひとつと感じていただけるよう、心を込めて頑張っています。何卒よろしくお願い申し上げます。



一番人気は「お野菜たっぷり五穀米ヘルシー弁当」1,180円（税込）



新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ

感染が疑われる方 ▶帰国者・接触者相談センター	<ul style="list-style-type: none"> ・息苦しさや強いだるさ、高熱等の強い症状のいずれかがある ・風邪症状が続いている（4日以上続く場合は必ず） ・高齢者や基礎疾患等がある方、妊娠中の方で発熱やせきなど比較的軽い風邪症状がある  0120(567)747 24時間（毎日）
県の対策や予防法など ▶一般相談（コールセンター）	 0120(567)177 月～金曜日 午前8時30分～午後9時 土日祝日 午前8時30分～午後5時15分

支援情報一覧

	問い合わせ内容	概要	問い合わせ先
住民向け	県税の猶予	新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な場合、申請により徴収猶予が適用されることがあります。	最寄りの県地方振興局税務部 または県庁税務課 ☎024(521)7069
	県営住宅の家賃減免・徴収猶予	新型コロナウイルス感染症の影響により収入が著しく減少したため、県営住宅家賃の支払いが困難な方の家賃の減免・徴収猶予を行います。	お住まいの県営住宅が立地する、または一時提供を希望される地区の県建設事務所 県北建設事務所 行政課 ☎024(521)2498 県中建設事務所 行政課 ☎024(935)1427 県南建設事務所 行政課 ☎0248(23)1613 会津若松建設事務所 行政課 ☎0242(29)5427 喜多方建設事務所 行政課 ☎0241(24)5713 相双建設事務所 行政課 ☎0244(26)1207 いわき建設事務所 行政課 ☎0246(24)6109
	県営住宅の一時提供	新型コロナウイルス感染症の影響による解雇等により住居から退去を余儀なくされた方に対し、県営住宅の空き住戸を一時提供します。 【使用期間】原則6カ月間 【使用料】一時提供する住戸で定められた最低家賃の1/2の額（駐車場使用料、敷金、保証金は免除）	
	消費生活相談	新型コロナウイルス感染症に関して「行政からの委託で消毒に行く」「コロナ対策用品を購入したら違う商品が届いた」などの相談や情報提供を受け付けています。	県消費生活センター 相談専用ダイヤル ☎024(521)0999 受付時間 月～金曜日 午前9時～午後6時30分 第4日曜日 午前9時～午後4時30分
	こころの健康相談	新型コロナウイルス感染症の感染拡大やそれに伴う生活や仕事への影響に関して、不安やストレスを感じている方の相談に対応します。また、県保健福祉事務所では、医師等の専門家による心の健康相談会を開催しています。	こころの電話（県精神保健福祉センター） ☎024(535)5560 または保健福祉事務所障がい者支援チーム 県北保健福祉事務所 ☎024(534)4300 県中保健福祉事務所 ☎0248(75)7811 県南保健福祉事務所 ☎0248(22)5649 会津保健福祉事務所 ☎0242(29)5275 南会津保健福祉事務所 ☎0241(63)0305 相双保健福祉事務所 ☎0244(26)1132
	中小企業労働相談所	解雇、賃金、労働時間等の労働に関する問題に加え、新型コロナウイルス感染症に伴う休業補償、労使間のトラブルなど労使双方の相談に対応します。	中小企業労働相談所 フリーダイヤル ☎0120(610)145 受付時間 月～金曜日 午前9時～午後4時
事業者向け	新型コロナウイルス対策特別資金（実質無利子型）	売上が5%以上減少した中小企業者の資金繰りを支援します。 【融資限度額】4,000万円 【融資期間】10年以内(据置期間5年以内) 令和2年12月31日受付分まで実施	県内の銀行、信用金庫、信用組合、商工組合中央金庫 または県庁経営金融課 ☎024(521)7288
	新型コロナウイルス感染症拡大防止給付金	売上が大幅に減少している事業者に対し、解除後の「新しい生活様式」に対応するための取り組みを支援します。 【交付額】10万円(定額) 【交付要件】 ・令和2年4月期または5月期の売上が対前年同月比50%以上減少したことを理由として、国の持続化給付金の交付を受けていること、または、持続化給付金の対象者要件を満たすこと(福島県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金の交付対象者は除く) ・「新しい生活様式」への対応など感染防止策に取り組んでいること	新型コロナウイルス感染症に関する「福島県休業協力金及び給付金」の専用相談窓口 ☎024(521)8575 受付時間 午前9時30分～午後5時30分（毎日）
	雇用調整助成金	経済上の理由により休業等を行った事業主が労働者に支払った休業手当等の一部を助成します。緊急対応期間中（4月1日～9月30日）は生産指標、対象労働者等の要件が緩和されます。 【助成率】 中小企業2/3、大企業1/2（緊急対応期間：中小企業4/5、大企業2/3、解雇等を行わない場合中小企業10/10、大企業3/4） ※対象労働者1人1日あたり8,330円が上限 ※教育訓練を実施したときの加算額は1人1日あたり1,200円 ※緊急対応期間は、対象労働者1人1日あたり15,000円が上限、教育訓練を実施したときの加算額は2,400円(中小企業)、1,800円(大企業)	福島労働局職業安定部職業対策課 ☎024(529)5409 またはお近くのハローワーク
	労働関係電話相談	雇用調整助成金等の各種助成金、有給休暇および休業手当等に関する相談、新型コロナウイルス感染症等における新たな助成金制度に関する相談などに対応します。	福島県社会保険労務士会 ☎024(526)2270 受付時間 月～金曜日 午前9時～午後4時

詳細はお問い合わせいただくか、ホームページ等でご確認ください。